

ISC13.030.50

Z70

GB

中華人民共和國國家標準

GB16487.10—2005

GB16487.10—1996 改訂版

輸入廢棄物原料環境保護規制標準

—廢五金電器

Environmental protection control standard
for imported solid wastes as raw materials

—Metal and electrical appliance scraps

2005—12—14 公布

2006—02—01 實施

國家環境保護總局
國家質量監督檢驗檢疫總局

前書き

「中华人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法」を貫徹し、海外から再利用不可能な固体廃棄物が輸入されることを防止し、固体廃棄物原料輸入審査許可制度を規範化し、さらに廃五金電器の輸入による環境汚染を規制するため、本基準を制定する。

本基準は輸入固体廃棄物環境保護規制基準の一つである。リサイクル資源目録における廃五金電器の輸入管理に適用する。

今回は **GB16487.10-1996** の名称、前書き、範囲、引用基準、定義、規制要求などに適宜改訂を加えた。規制要求では、主に放射性、混入物に関する部分を改定し、また、混入が禁止される固体廃棄物の品目を増やした。

関連法律に従って、本基準は強制実行の法的効力を持つ。

本基準は国家環境保護総局科技標準局が提案する。

本基準は中国環境科学研究院が作成する。

本基準の第一回目の公布は、**1996年7月29日**である。

本基準は**2005年11月9日**国家環境保護総局に承認された。

本基準は**2006年2月1日**から実施する。

本基準は国家環境保護総局がその解釈権を持つ。

輸入固体廃棄物原料環境保護規制基準－廃五金電器

1 範囲

本基準は輸入廃五金電器の環境保護規制要求を定める。

本基準は以下の税番の廃五金電器輸入の管理に適用する。

税関商品番号	固体廃棄物名称
7204.4900.20	鉄鋼の回収を主とする廃五金電器
7404.0000.10	銅の回収を主とする廃五金電器
7602.0000.10	アルミの回収を主とする廃五金電器

2 規範引用文献

以下の文書の条項は本基準への引用を通して、本基準の条項となる。期日の注釈のあるすべての引用文書においては、その後の内容訂正（文字の訂正等は含まない）や改訂版は、この基準の適用外とする。しかし、本基準に従って協議がなされた各方面の研究に関してはこれらの文書の最新版を使用することを奨励する。期日の注釈がない引用文書においては、その最新版を本基準に適用するものとする。

GB5085 危険廃棄物鑑別基準

GB13015 PCB 廃棄物汚染規制基準

SN0570 輸入廃棄物原料放射性汚染検査規程

SN0579 輸入廃棄物原料検査検疫規程－廃五金電器

国家危険廃棄物リスト

3 定義

本基準は以下の定義を採用する

3.1

混入物 Carried-waste

生成、収集、包装及び運送の過程で輸入廃五金電器内に混入したその他の物質（輸入廃五金電器の梱包及び輸送過程で使用するその他の物質を含まない）。

4 規制基準と要求

- 4.1 廃五金電器内への以下の混入物の混入を禁止する（4.4 条に含まれる廃棄物を除く）
- (1) 放射性廃物
 - (2) 廃棄爆弾、砲弾等爆発性武器の弾薬
 - (3) 絶縁オイル材料を取り除いていないトランス、安定器、コンプレッサー
 - (4) PCB 含有廃棄物
 - (5) GB5085 で危険廃棄物と鑑別された物質
 - (6) 『国家危険廃棄物リスト』内のその他の廃物
- 4.2 廃五金電器の表面 α 、 β 放射性汚染レベルが表面の 300 cm^2 での最大レベルの平均値が α は 0.04 Bq/cm^2 を、 β は 0.4 Bq/cm^2 を超えないこと。
- 4.3 廃五金電器中の放射性ヌクレイン活発度が表 1 の制限値より低いこと。

表 1 放射性ヌクレイン活発度制限値

ヌクレイン	活発度 (Bq/g)
^{59}Ni	3×10^3
^{63}Ni	3×10^3
^{54}Mn	0.3
^{60}Co	0.3
^{65}Zn	0.3
^{55}Fe	300
^{90}Sr ,	3
^{134}Cs	0.3
^{137}Cs	0.3
^{235}U	0.3
^{238}U	0.3
^{239}Pu	0.1
^{241}Am	0.3
^{152}Eu	0.3
^{154}Eu	0.3
^{94}Nb	0.3
成分不明の β - γ 混合物	0.3
成分不明の α 混合物	0.1

4.4 廃五金電器への以下の混入物の混入は厳格に制限されるべきであり、総重量は輸入廃五金電器重量の**0.01%**を超えてはならない。

- (1) アスベストまたはアスベスト含有廃物
- (2) 廃棄感光材料
- (3) 密閉容器
- (4) 廃五金電器の生成、収集、梱包、輸送の過程でその混入が免れないことを十分に説明できるその他の危険廃物

4.5 上述の条項に並べた廃棄物のほかに、廃五金電器ではその他の混入物（古紙、廃木材、廃ガラス、剥離さび等の廃棄物）の混入を制限し、総重量は輸入廃五金電器重量の**2%**を越えないこと。

4.6 輸入廃五金電器の再利用可能な材料は五金電器総重量の**80%**以上、その中で利用可能な金属は廃五金総重量の**60%**以上でなければならない。

5 検査

5.1 本基準 4.1 (4) 条の検査は **GB13015** の規定に従って行う。

5.2 本基準 4.1 (5) 条、4.1 (6) 条は **GB5085** に規定された方法で検査を行う。

5.3 本基準 4.1 (1) 条、4.2 条の検査は **SN0570** の規定を参照して行う。

5.4 本基準におけるその他の条項の検査は **SN0579** の規定に従って行う。

（この文書は、あくまでも『中華人民共和国国家標準（**GB16487-10.2005**）』の日本語の仮訳であり、法的解釈や内容確認に関しては、上述の原文に従って行われるものとします。）